

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会の設置について

令和2年9月7日

法務省矯正局

1 検討会設置の目的

平成28年4月に策定された第3次犯罪被害者等基本計画において、「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等」が挙げられていることを踏まえ、刑事施設における特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「R4」という。）の充実方策の検討を行うこととする。

2 構成員（五十音順・敬称略）

- 太田 達也（慶應義塾大学法学部教授）
- 栗原 一二三（犯罪被害者御遺族）
- 齋藤 実（獨協大学法学部特任教授・弁護士）
- 椎橋 隆幸（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長）
- 鈴木 共子（特定非営利活動法人いのちのミュージアム代表理事）
- 藤野 京子（早稲田大学文学学術院教授）

3 活動内容

- (1) 現行のR4の運用状況や課題等の把握
- (2) R4の更なる充実化の方向性や方策等の整理
- (3) (1)及び(2)を踏まえたR4標準プログラム改訂案及び視聴覚教材案の策定
- (4) その他、R4の更なる充実化のために必要な事項の検討等

4 日程

令和2年9月10日に初回を開催し、同年末までに数回開催する予定

5 その他

事務局は、矯正局成人矯正課及びR4ワーキンググループ構成員（刑事施設においてR4の指導を担当する職員のうち別途指名する者）が担当する。